## 議案第85号 説明資料

## 幕別町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町災害弔慰金の支給等に関する条例 (昭和49年9月28日 条例第26号)	○幕別町災害弔慰金の支給等に関する条例 (昭和49年9月28日 条例第26号)
第1条~第14条 略	第1条~第14条 略
(償還等) 第15条 災害接護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた 者は、いつでも繰上償還をすることができる。 3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第 1項、令第8条から第11条までの規定によるものとする。	第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。  (支給審査委員会) 第16条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する町長の附属機関として、支給審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。 2 委員会の委員は、4人以内とし、令に規定する災害(以下「指定災害」という。)ごとに町長が委嘱する。 3 委員の任期は、委嘱の日から指定災害に係る審査の完了の日までとする。4 前項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が別に定める。。
(規則への委任) 第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	(規則への委任) 第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。